

教育

幼稚園

■ 区立幼稚園

対象：4 歳児、5 歳児

募集：9 月ごろ

申し込み：各幼稚園へ

お問い合わせ：乳幼児教育・保育支援課

電話：03-6453-1531 FAX：03-6453-1534

■ 私立幼稚園

対象：3～5 歳児(3 歳児には、満 3 歳児を含みます)

募集：10 月ごろ

申し込み・お問い合わせ：各幼稚園へ

※ 私立幼稚園のリストは子ども・若者支援課にあります。

※ 幼稚園教育の普及充実を図るため保護者に入園料・保育料などを補助します。保育料補助の金額は所得により異なります。ただし、補助対象外の幼稚園があります。

お問い合わせ：子ども・若者支援課

電話：03-5432-2066 FAX：03-5432-3016

小学校・中学校

小学校 6 年間 (6～12 歳)、中学校 3 年間 (12～15 歳) の計 9 年間が日本の義務教育です。新学期は 4 月に始まります。外国籍の方は、日本の

学校に通う義務はありませんが、希望する方は入学できます。

区立小学校・中学校への入学

■ 日本国籍のお子さんの場合

小・中学校に入学する年の 1 月中旬に、保護者へ「就学通知書」を送ります。その通知書を持って、指定された通学区域の学校へ入学してください。

■ 外国籍のお子さんの場合

外国籍のお子さんで、区立小・中学校に入学を希望する方は、住民登録の届出後、学務課にお越しください。

※ 現在区立小学校に在籍している児童が、区立中学校へ進学する場合も、新たに入学手続きが必要です。

※ 私立小学校・中学校への入学は、各学校へ直接お問い合わせください。

お問い合わせ：学務課

電話：03-5432-2683 FAX：03-5432-3028

転校の手続き

日本国籍をお持ちで、世田谷区外から転入してきた方には、住民登録の手続きの際に「学校指定通知書」をお渡しします。その通知書と前に在籍していた学校から渡された「教科用図書給与証明書」、

「在学証明書」を持って、指定された学校で転校の手続きをしてください。

お問い合わせ：学務課

電話：03-5432-2683 FAX：03-5432-3028

就学にあたっての健康診断

翌年 4 月に小学校へ入学予定のお子さんを対象に、10 月中旬～11 月に区立小学校で健康診断を行います。日時・会場のご案内は 9 月から 10 月上旬にお送りする予定です。

外国籍のお子さんで、区立小学校に入学を希望する方は、就学手続きの際に別途ご案内します。

お問い合わせ：学校健康推進課

電話：03-5432-2693 FAX：03-5432-3029

教育

幼儿园

■ 区立幼儿园

对象：4～5岁儿童

招募：9月左右

报名：向各幼儿园报名

问讯处：婴幼儿教育・保育支援课

电话：03-6453-1531 传真：03-6453-1534

■ 私立幼儿园

对象：3～5岁儿童（所谓3岁儿童指含有满3岁的儿童）

招募：10月前后

报名、咨询：由各幼儿园进行

※ 儿童・青年支援课备有私立幼儿园名单。

※ 给监护人补助入托费，保育费，以普及、完善幼儿园教育。保育费的补助金额因收入而异。但是有补助范围之外的幼儿园。

问讯处：儿童・青年支援课

电话：03-5432-2066 传真：03-5432-3016

中・小学校

日本的义务教育是小学6年（6～12岁），初中3年（12～15岁）共9年。新学期每年4月开始。

外国人虽没有义务上日本的学校，但只要提出申请即可入学。

区立小学・初中的入学

■ 日本国籍的儿童

在小学、初中升入当年的1月中旬，将向监护人寄送“入学通知书”。请携带该通知书，前往指定上学区域的学校入学。

■ 外国籍的儿童

外国籍的儿童希望入读区立小学、初中时，请在进行住民登记的申报后，前往学务课办理。

※ 现在入读区立小学的儿童升入区立初中时，也需要重新办理入学手续。

※ 入读私立小学、初中时，请直接向各学校咨询。

问讯处：学务课

电话：03-5432-2683 传真：03-5432-3028

转学的手续

从世田谷区外迁入的日籍居民在办理居民登记手续时，会向其递交“学校指定通知书”。请带上该通知书，以及从之前在籍学校领取的“教材用图书给与证明书”和“在学证明书”，到指定的学校办理转学手续。

问讯处：学务课

电话：03-5432-2683 传真：03-5432-3028

入学时的健康诊断

以次年4月进入小学学习的儿童为对象，在10月中旬～11月实施健康诊断，请接受诊断。预定从9月～10月上旬开始寄送。

外国籍儿童希望入读区立小学的人士，在办理入学手续时另行介绍。

问讯处：学校健康推进课

电话：03-5432-2693 传真：03-5432-3029

学校給食費

区立の小学校・中学校では、全児童・生徒に対して、学校給食を実施しています。エネルギー価格・物価高騰が区民生活に多大な影響を及ぼしてきており、学齢期の子どもがいる保護者の負担軽減施策の更なる充実を図るため、令和5年度の緊急的

な措置として、区立小・中学校の児童・生徒の学校給食費の無償化を実施しています。

お問い合わせ：通学する各学校、または学校健康推進課

電話：03-5432-2697 FAX：03-5432-3029

帰国・外国人教育相談室

外国から帰国して区立小・中学校に編入するお子さんや、外国籍のお子さんを対象にした、学校生活や学習についての相談、補習教室（日本語指導など）などを行っています。

補習教室：水曜（中学生対象）

土曜（小・中学生対象）

お問い合わせ：帰国・外国人教育相談室（梅丘中学校内）

電話・FAX：03-3322-7776

中学校夜間学級

中学校を卒業していない方、または様々な事情により中学校で学べなかった方のために、中学校の夜間学級があります。都内在住または在勤で義務教育年齢を過ぎた方が対象です。

お問い合わせ：学務課

電話：03-5432-2683 FAX：03-5432-3028

区立三宿中学校

電話：03-3424-5255

時間：午後1時～9時

FAX：03-3424-5380

※都内にはこのほかに、7校の中学校夜間学級があります。

各種支援

就学援助費

国公立小・中学校での就学に必要な学用品費、給食費、修学旅行費などの一部を支援しています（所得制限あり）。

申請時期に応じて支給金額などが異なる場合があります。

詳しくは区のホームページをご覧ください。

お問い合わせ：学務課

電話：03-5432-2686 FAX：03-5432-3028

就学奨励費

区市町村立小・中学校の特別支援学級などへの就学に必要な学用品費、給食費、通学費などの一部を支援しています。

詳しくは区のホームページをご覧ください。

※通常学級に在籍している場合も対象となる場合があります。

お問い合わせ：学務課

電話：03-5432-2686 FAX：03-5432-3028

障害のあるお子さんの就学相談

お子さんの特性や発達段階に応じた望ましい就学先を、保護者と一緒に考えます。

対象：都立特別支援学校または区立小・中学校の特別支援学級などを就学先の一つとして検討している保護者

お問い合わせ：支援教育課 支援教育担当

電話：03-6453-1514 FAX：03-6453-1534

防犯ブザーの支給

小・中学生を不審者などから守るため、区内在住の小・中学生に「携帯用防犯ブザー」を支給しています。

区立小・中学校に通っている方は、各学校へ、それ以外の方は学務課、くみん窓口、出張所、まちづくりセンターへお問い合わせください。

お問い合わせ：学務課

電話：03-5432-2686 FAX：03-5432-3028



学校供餐费

在区立小学、初中，对全体儿童、学生实施学校供餐。由于能源和物价的飙升给区民生活带来了重大影响，为进一步完善措施，减轻学龄儿童家长的负担，在2023 财政年度引入紧急措施，对区立小学、初中的儿童和学生免收学校餐费。

问讯处：
所在学校或学校健康推进课
电话：03-5432-2697
传真：03-5432-3029

回国・外国人教育咨询室

以从外国回国后插班到区立小学・中学的儿童和外籍儿童为对象，开办有关学校生活和学习的咨询，补习教室（日语指导等）等。

补习教室：星期三（以中学生为对象）
星期六（以中・小学生为对象）
问讯处：回国・外国人教育咨询室（梅丘中学内）
电话・传真：03-3322-7776

初中夜间班

针对初中未毕业的学生或是因种种原因不能在初中学习的人，开设了初中夜间班。对象为在都内居住或工作，超过义务教育年龄的人。

问讯处：学务课
电话：03-5432-2683 传真：03-5432-3028

区立三宿中学
电话：03-3424-5255
时间：13:00～21:00
传真：03-3424-5380
※ 除此之外都内还有七所中学夜校

各种援助

入学援助费

进入国公立中小学校就学所需的学用品费用，午餐费，修学旅行费等实施部分援助（有收入限制）。根据申请时期，支付金额等可能会有不同。

详情请浏览区政府主页。

问讯处：
学务课
电话：03-5432-2686
传真：03-5432-3028

入学奖励费

对入学区市町村立小学和初中的特别支援学级所必要的学习用品费、供餐费和上学费等进行部分援助。详情请浏览区政府主页。

※ 在籍于通常学级时也有成为奖励对象的情况。

问讯处：
学务课
电话：03-5432-2686
传真：03-5432-3028

残疾儿童的入学咨询

根据儿童的特性和发育阶段，与监护人一起考虑所希望的入学地。

对象：希望将都立特别支援学校或区立小学・初中的特别支援学级作为入学对象进行考虑的监护人

问讯处：
支援教育课 支援教育主管
电话：03-6453-1514
传真：03-6453-1534

防止犯罪警报器的支付

为了保护小学生和初中生不受可疑者等的伤害，向住在区内的小学生和初中生支付“携带用防止犯罪警报器”。

到世田谷区立的小学 and 初中上学的人向各学校联系，其以外的人向学务课，区民窗口，办事处和社区振兴中心联系。

问讯处：
学务课
电话：03-5432-2686
传真：03-5432-3028